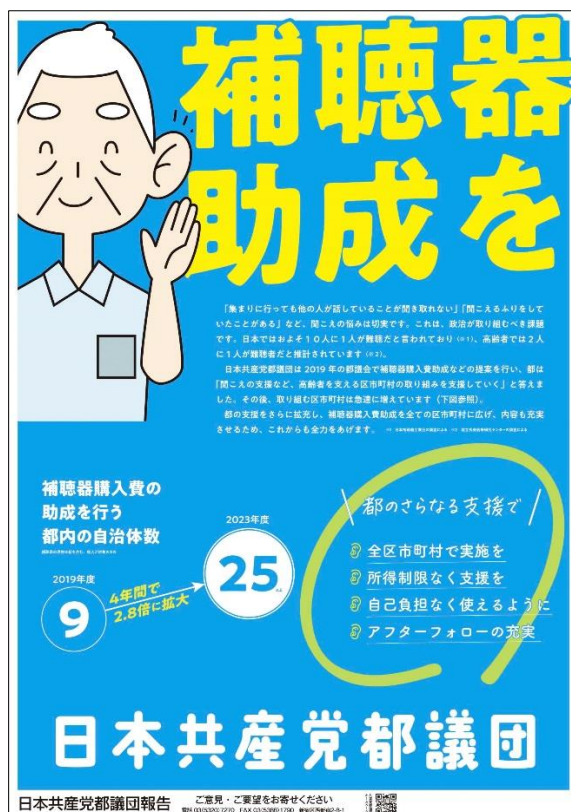


補聴器の支援についての日本共産党都議団の取り組み (2023年第1回・第2回定例会)



日本共産党都議団で作成したポスター

目次

- ①補聴器購入費助成条例（第1回定例会に提出）の説明・・・・・・・・・・ 2
- ②とや英津子都議（練馬区選出）の代表質問（2月21日）・・・・・・・・ 4
- ③和泉なおみ都議（葛飾区選出）の予算特別委員会質疑（3月7日）・・・ 6
- ④大山とも子都議（新宿区選出）の代表質問（6月13日）・・・・・・・・ 7

①補聴器購入費助成条例（第1回定例会に提出）の説明

加齢性難聴など、難聴者の補聴器購入費への助成を行う条例を提案します

2023年1月16日

日本共産党東京都議会議員団

1、提案理由

- 高齢者の2人に1人は難聴であると推計されており、高齢化が進む中で、聞こえの支援はきわめて重要な課題となっています。
- 難聴は生活の質の低下につながり、認知症のリスクを高めることも明らかになっています。尊厳ある生活を送れるようにするために、聞こえの支援の充実が必要です。
- しかし、日本補聴器工業会が行った調査によると、難聴者のうち補聴器を所有している方の割合は14.4%にとどまっています。これは他の先進国の同様の調査と比較して、1/3～1/2程度の割合です。
- そうした中、都内では独自に補聴器購入費助成等の支援を行う区市町村が増えています。2019年度には9自治体で実施していましたが、今年度は2倍の18自治体を実施しています。
- 一方で、実施自治体の大半は23区となっていることや、補助額は多くが2～3万円台となっており、自己負担が大きく断念する方もいるなどの状況もあり、さらなる拡充が求められています。
- 東京都は補聴器の購入費助成等を行う区市町村への補助を行っていますが（補助率2分の1）、都の支援をさらに充実させて区市町村の取り組みを後押しし、より多くの難聴者が補聴器を使用できるようにするため、本条例案を提案するものです。

2、条例案の概要

○補聴器購入費への助成を行う区市町村に対して、東京都が補助を行います（補助率10分の10）。

○対象者は以下の要件をすべて満たす方です。

- ・18歳以上（※）の東京都民
- ・聴力レベルが概ね40デシベル以上で、耳鼻咽喉科の医師が補聴器が必要と認める方
- ・補装具費支給制度の対象となる聴力ではない方

※ 18歳未満の場合は中等度難聴児に対する補聴器購入費の助成が行われています。

○補聴器を新規に購入する費用と耐用年数経過後に更新する費用等を助成対象とします。

○両耳分の補聴器が助成対象となり、1台につき68,500円まで助成します。

○東京都は、補聴器が効果的に使用されるための調整が適切に行われるよう努めるものとします。

○施行日は2023年10月1日です。

以上

②とや英津子都議（練馬区選出）の代表質問（2月21日）



質問を行うとや都議＝2月21日

Q1（とや都議） 加齢などによる難聴は、60代後半では3人に1人、75歳以上は7割を超えるとの調査もあり、高齢者にとって最も一般的な感覚障害です。難聴は、社会からの孤立を生み、うつ病や認知症などのリスクを高めます。

聞こえの支援の重要性を、どのように認識していますか。

A1（福祉保健局長） 加齢性難聴についてでございますが、加齢性難聴は、早期発見、早期対応が重要でございます。

都は、区市町村が高齢者への補聴器支給等事業を地域の实情に応じて柔軟に実施できるよう、包括補助により支援をしてございます。

Q2（とや都議） 日本補聴器工業会が実施した2022年の調査によれば、世界の補聴器普及率は、デンマークやイギリスで5割を超え、韓国37%に対し、日本は15.2%です。これらの各国と比べて日本の補聴器の普及率が低い理由を、都はどう考えていますか。

A2（福祉保健局長） 次に、補聴器の普及率についてでございますが、日本補聴器工業会によれば、欧米諸国では、補聴器販売に公的資格制度が導入されているなど、国によって販売供給体制が異なる点を指摘してございます。

なお、聴覚障害者には、補聴器等の補装具支給の国制度があり、これに加え、都は独自に、補聴器を支給する区市町村の取組を包括補助により支援してございます。

Q 3（とや都議） この調査で、日本では、聞こえづらさを自覚しても6割以上が医師に相談していないことが明らかになりました。

一方WHOは2017年に、高齢者の包括的ケアについてのガイドラインを公表しました。難聴を適切な時に診断し対応するために、高齢者へのスクリーニングを行い、その結果に基づいて補聴器を提供することを推奨しています。

このガイドラインを具体化する施策が重要ですが、いかがですか。

A 3（福祉保健局長） 次に、スクリーニングに基づく補聴器の提供についてでございますが、WHOのガイドラインでは、高齢者には、適切な時期に難聴の診断と管理をするために、聴力スクリーニング及びその結果に基づいた補聴器の提供を推奨しています。

都は、包括補助による区市町村の補聴器支給等事業への支援に当たり、補聴器に詳しい耳鼻咽喉科医の診察及び聴力検査の実施を求めています。

③和泉なおみ都議（葛飾区選出）の予算特別委員会質疑（3月7日）



質問を行う和泉都議＝3月7日

○和泉委員 次に、聞こえの支援です。

全ての世代にとって重要ですが、高齢化が進む東京でますます力を入れていくべき課題です。高齢者の二人に一人は難聴だと推計されています。

都内で補聴器購入費への補助などを行う区市町村が年々増えているのは、多くの住民の切実な願いであることの表れです。さらに実施を増やし、内容を充実させていくために東京都の役割は重要です。

都は、高齢者の補聴器購入費への補助などに取り組む区市町村を包括補助で支援しています。さらに支援を強化し、加齢性難聴の早期発見や補聴器利用の促進を図ることが重要だと思いますが、いかがですか。

○福祉保健局長 都は、区市町村が高齢者への補聴器支給等事業を地域の実情に応じて柔軟に実施できるよう、包括補助により支援をしており、今後、区市町村や専門家など関係者の意見も聞きながら、効果的な施策を検討することとしています。

○和泉委員 よりよい制度にするために、医師会や耳鼻咽喉科頭頸部外科学会などから意見を聞いて、相談して検討することが大事です。障害者や高齢者の団体からも意見を聞くべきです。

そして、補聴器への支援を包括補助から取り出して補助率などを拡充することや、早期発見のための健診や相談支援、適切に補聴器の調整が行われるための仕組みづくりなども含めて検討することを求めるものです。

④大山とも子都議（新宿区選出）の代表質問（6月13日）



質問を行う大山都議＝6月13日

Q 1（大山都議） わが党が難聴の早期発見と補聴器利用促進への支援の強化を求めた質問に、都は、「区市町村や専門家など関係者の意見も聞きながら効果的な施策を検討する」と答弁しました。その後、どのような検討をしているのですか。

A 1（福祉保健局長） 高齢者への補聴器支給等の支援についてでございます。

都は、区市町村が高齢者への補聴器支給等の事業を地域の実情に応じて柔軟に実施できるよう、包括補助により支援をしております。現在、効果的な施策について、区市町村など関係者の意見も聞きながら検討を行っております。

Q 2（大山都議） 都内で補聴器購入費等の支援を行う自治体は、今年度で18区5市2村を超えました。一方、未実施の自治体からは、実施していない一番の理由は「財政的な負担」だと伺いました。

都が行っている包括補助は、自治体負担の2分の1を補助するものですが、全ての区市町村で実施できるよう、補助率引き上げなど補助制度の拡充強化が必要ではありませんか。

A 2（福祉保健局長） 補聴器購入費等に係る補助制度についてのご質問でございます。

都は、包括補助の選択事業として支援しており、補助率は2分の1、補助実績は、5年前の平成30年度の2自治体から、令和4年度は13区1市1村の計15自治体へと増加をしております。

Q 3（大山都議） 補聴器を購入しても「うるさく感じて使っていない」という方は、少なくありません。

慶応義塾大学名誉教授の小川郁医師によれば、補聴器の調整いわゆるフィッティングをしながら、難聴に慣れてしまった脳が補聴器の音を聞き取れるようにするトレーニングを約3カ月間行うことで、補聴器を快適に使うことができるようになるということです。

こうした調整とトレーニングの重要性について、都の認識と対応を伺います。

A 3（福祉保健局長） 補聴器の調整等についてでございます。

一人一人の聞こえ方に応じて補聴器の調整を受けられることが大切でございます。

都は、利用者ごとの調整が可能な管理医療機器である補聴器支給等の事業を行う区市町村を包括補助により支援をしております。

Q 4（大山都議） 聴力低下は自覚しにくいのが特徴です。都は、早期発見、早期対応が重要だと答弁しました。

自治体の健診で聴力検査を行うなど、早期発見の仕組みをつくるのが効果的と考えます。いかがですか。

A 4（福祉保健局長） 聴力低下の早期発見についてでございますが、加齢性難聴は早期発見、早期対応が重要であることから、都は現在、効果的な施策について、区市町村など関係者の意見も聞きながら検討を行っております。

なお、都では、包括補助による区市町村の補聴器支給等の事業への支援に当たりまして、聴力検査結果により補聴器の必要性を確認する必要があるとの考え方を示しまして、検査費用も補助の対象としております。

ご意見・ご要望をお寄せください

日本共産党東京都議会議員団

163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都議会内

TEL : 03 (5320) 7270 / FAX : 03 (5388) 1790

HP : <https://www.jcptogidan.gr.jp/>